

# 除去食の除去解除届について

保育園の除去食は導入していただくときには、医師が記入する「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（様式1）が必要ですが、除去食を解除するときは、保護者が「除去開始届」（様式5）を記入すればよいことになっています。

保育園から用紙をもらえる園も多いと思いますが、横浜市共通で保育園向けのガイドラインにも掲載され、インターネット上でも公開されていますので、当院でも準備してありますので、お使いください。

なお、保育園のほうでは、本当に安全に解除できるのかが心配ということもあるかと思います。保育園で食べるような献立を複数回試していただき、そのことをできれば詳しく付記しておくと思えば安心してもらえます。

なぜ、医師のサインが不要で、保護者が書く様式にすべきとしているかというと、食事のことですから、保護者が実際に複数回試しに食べさせてみる必要がありますし、誘発症状がないことを確認するのは、やはり保護者にしかできないので、保護者の責任で行うべきと考えているからだと思います。

院内で、ごく微量の食材を食べて誘発症状がでるかどうかが検査をする負荷テストのことをさせているのではなく、保育園給食について除去解除ができるかどうかの届なので、家庭で食べてみる必要があります。

そのため、厚生労働省や、横浜市では、医師の診断書などは不要で、保護者の署名が入った除去解除届が必要と規定しているのだと考えられます。

## 厚生労働省のガイドラインより抜粋

**なお、ガイドラインにおいて解除指示は管理指導表や医師の診断書の提出を求めないことになっている。しかし、保護者と保育所において解除指示が口頭で取り交わされることがあってはならない。**

もし、保育園から、保護者の記載する書式では除去解除はできない、医師が記入する「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（様式1）に、その旨を書いてもらうようにと言われてしまったときは、多くは、解除届の存在を知らなかったり、なぜ保護者記載を優先する意味が伝わっていないのだと思いますので、このプリントをお見せいただいて、説明してみてください。

もし、それでもお困りのときは、当院にご相談ください。

当院では患者さんが困らないようにという立場で対応させていただきます。

なお、医師が記入する「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（様式1）は、有料の書式とするように、横浜市より指示されておりますので、ご理解ください。当院では500円をいただいています。